

鹿沼市告示第116号

令和7年3月31日付け鹿沼市告示第 83 号により告示した地域農業経営基盤強化促進計画を変更するので、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第19条第7項の規定により公告し、当該地域農業経営基盤強化促進計画の変更案を次により縦覧に供する。

なお、利害関係人は、当該地域農業経営基盤強化促進計画の案に対して意見のあるときは、縦覧期間満了の日までに鹿沼市に意見書を提出することができる。

令和7年5月29日

鹿沼市長 松 井 正 一

1 縦覧期間

自 令和 7 年5月 29日

至 令和 7 年6月12日

2 縦覧場所

鹿沼市役所 経済部農政課 鹿沼市今宮町1688番地1

3 意見書の提出方法等

- (1) 意見書を提出できる者は、当該地域農業経営基盤強化促進計画の利害関係人とする。
- (2) 意見書の提出期限は、令和7年6月12日とする。
- (3) 意見書(様式自由)により鹿沼市経済部農政課に直接持参、郵送等にて提出してください。
- (4) 意見書には住所、氏名及び意見内容を明記してください。なお、受付時間は、執務時間内とします。
- (5) 意見書が提出された場合は、意見書の要旨をとりまとめ、結果を公告することとする。

変更理由書

(1) 鹿沼市地域農業経営基盤強化促進計画の変更

地域農業経営基盤強化促進計画は、令和7年3月31日に策定されたが、今回、農村地域の環境保全及び有効な土地利用のための農家住宅等をはじめ、経済事情の変動その他情勢の推移に適切に対応する必要があると判断されることから、地域農業経営基盤強化促進計画における地域計画の変更を行うものである。

(2) 地域計画の変更理由

① 地域計画区域からの除外

No.	地域計画区域から除外する土地		除 外 理 由
1	下沢	1236-2	農地転用のため、地域計画区域から除外する。
2	上久我	544	太陽光発電設備設置のため、 地域計画区域から除外する。
3	上久我	575	太陽光発電設備設置のため、 地域計画区域から除外する。
4	上久我	717-2	非農地のため、地域計画区域から除外する。
5	上久我	717-1	非農地のため、地域計画区域から除外する。
6	上石川	1213-2	非農地のため、地域計画区域から除外する。
7	上久我	1212-2	非農地のため、地域計画区域から除外する。
8	藤江町	1700	非農地のため、地域計画区域から除外する。
9	中栗野	322-1	非農地のため、地域計画区域から除外する。
10	中栗野	323	非農地のため、地域計画区域から除外する。
11	中栗野	313-1	非農地のため、地域計画区域から除外する。

③ 用途変更

No.	地域計画区域内で用途区分を変更する土地		変 更 理 由
1	上久我	714 の一部	農業用倉庫を設置するため変更する。
2	藤江町	1791	農業用倉庫を設置するため変更する。
3	藤江町	1701	農業用倉庫を設置するため変更する。